**21．社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会**

**役員の報酬等に関する規程**

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものである。

（適用範囲）

第２条　この規程は、本会の役員に適用する。

（報酬等の支給）

第３条　役員には、次のとおり報酬の支給及び費用弁償をする。

　(1) 役員が次の業務に従事した場合には、日額 3,000円の報酬を支給する。

① 役員が、評議員会、理事会及びその他の会議並びに監事監査を実施した場合

② 会長が、業務執行のために本会の業務に従事した場合

③ ①、②に規定する他、役員が本会のために業務に従事した場合

　(2) 役員が前号の業務に従事するために、旅行等した場合には、本会旅費規程の規定に基づき費用弁償をする。

（報酬等の支給方法）

第４条　報酬等は、通貨をもって役員に支給する。ただし、役員の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公　表）

第５条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　　則

この規程は、平成29年６月19日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。